実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
東広島市	宇山地区（第１～第６集落）	令和2年12月22日	

１　対象地区の現状

①地区内の農地面積	108.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	54.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	5.6 ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	4.8 ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
（備考）	

注１：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、５～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注２：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注３：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注４：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

２　対象地区の課題

地域内は宇山東工区及び宇山寺沖工区ほ場整備事業による基盤整備を実施した水田地域である。中山間急傾斜地にあたり、鳥獣被害の多い地域柄、今後高齢化の進行による将来的な農地保全への危機感があり、地域の話合いに基づき平成22年に農事組合法人うやまを設立し、農地の集積を図っている。
平成30年7月の豪雨災害により多大な農地災害を被ったことから、行政等の支援を仰ぎながら計画的な復旧が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

３　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平成27年度及び平成28年度に地域で話合いを行い、（農）うやま未加入の農地所有者については、加入を促進していくとともに、地域内の農地については農地中間管理機構への集積を促進していくこととしている。

注１：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注２：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

将来の農地利用の在り方 担い手に集積・集約化することにより、耕作放棄地の解消に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 宇山地区の水田、畑の農産物を鳥獣被害から守るため、「宇山鳥獣被害対策班」を組織しており、当該対策班4名を中心に、区内中山間管理地をパトロールし、現在設置している防護柵の被害状況、鳥獣害の出没状況を調査連絡する体制を整えている。
新規・特産化作物の導入方針 （農）うやまが中心となり、水の用排水が良いほ場は、労力が比較的かからない水稲を基本とする。減反してきた蕎麦、麦の圃場については、作付けを青ネギやWCSに変更し収益の向上を図る。 アスパラガス、青ネギ等の野菜は、新規作物導入の研修を実施するとともに、新規就農者が取り組むニンニクやカボチャ等の露地野菜も含め、売れる商品づくり、６次産業化に向けた計画を推進する。

（留意事項）
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

（参考）　中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	（農）うやま	水稲、野菜	41.3　ha	水稲、野菜	41.3　ha	宇山地区
認農	原　茂正	麦、そば	0.3　ha	麦、そば	0.3　ha	宇山地区
認就	管　真一	野菜	0.6　ha	野菜	0.6　ha	宇山地区
認就	石郷岡　直人	野菜	0.4　ha	野菜	0.4　ha	宇山地区
計	4 経営体		42.6　ha		42.6　ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。